

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抠 条 項：第9条の11第2項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項（番号又は記号の打 刻）、第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処 分 基 準：銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、 既に同一の銃番号の獣銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：